

【訪問介護・訪問介護相当サービス 重要事項揭示①】

<社会福祉法人蓮田市社会福祉協議会 訪問介護等事業の概要>

事業者名	社会福祉法人 蓮田市社会福祉協議会
介護保険指定番号	訪問介護・訪問介護相当サービス 1175700309号 (平成16年4月1日 指定)
所在地	埼玉県蓮田市関山4丁目5番6号 (ふれあい福祉センター内)
TEL	048-769-7111
FAX	048-768-1815
営業日及び営業時間	原則として平日午前8時30分～午後5時 (ただし、土・日・祝日と12月29日から1月3日は除く)
サービスを提供する地域	蓮田市全域
管理者氏名	杉山 浩由 (介護福祉士)
サービス提供責任者	1名 (常勤・介護福祉士)
従業者	ヘルパー (介護福祉士: 4人, 旧訪問介護員養成研修・ 1級・2級修了者: 11人)

<利用料>

法定代理受領分	介護報酬上の告示額
法定代理受領分以外	介護報酬上の告示額
交通費	蓮田市在住の方は無料
キャンセル料	派遣日の前日の5時までの連絡の場合: 無料 派遣日の前日5時以降の連絡: 予定したサービスの介護報酬上の告示額

【訪問介護・訪問介護相当サービス 重要事項揭示②】

<緊急時の対応方法>

サービス提供中、利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族が不在の場合等、必要に応じて緊急先に連絡します。

<情報及び秘密の保持>

従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これら秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約に含むものとする。

<事故発生時の対応>

サービス提供時により事故が発生した場合は、蓮田市、利用者の家族、担当介護支援専門員に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

<サービス内容に関する相談・要望・苦情>

①事業所お客様相談・要望・苦情担当

当事業所の訪問介護・介護予防訪問介護サービスに関する苦情、ご相談を承ります。

担当者 杉山 浩由 電話 048-769-7111

受付時間 平日午前8時30分から午後5時

(ただし、土・日・祝日と12月29日～1月3日は除く)

②本会、福祉サービスの苦情解決体制

苦情解決責任者 坂口 洋子

苦情解決受付者 杉山 浩由

第三者委員 宮下 よね子

第三者委員 浅見 吉子

電話 048-769-7111

受付時間 平日午前8時30分から午後5時

(ただし、土・日・祝日と12月29日～1月3日は除く)

③その他

当事業者以外に、市町村の相談・苦情窓口、権利擁護センター埼玉県運営適正化委員会等に苦情を伝えることができます。

○蓮田市長寿支援課 介護保険担当 電話 048-768-3111 (代)

受付日時：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

(祝日、年末年始を除く)

○権利擁護センター埼玉県運営適正化委員会 電話 048-822-1243 (代)

受付日時：月曜日から金曜日 午前9時から午後4時 (祝日、年末年始を除く)

○埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568 (苦情相談専用)

受付日時：月曜日から金曜日午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 (祝日年末年始は除く)